

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特別障害者手当等の受給資格の認定		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第19条、第26条の5		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項、第17条、第26条の2 ※別紙のとおり 特別児童扶養手当等の支給に関する施行令第1条（別表第1、別表第2） ※別紙のとおり 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日 社更第162号 厚生省社会局長通知） 上記通知は、担当課に備え置く。		
審査基準 設定年月日	昭和60年12月28日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 6 0 日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年4月30日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けられることができる。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下のもの
 - 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 五 両下肢の用を全く廃したもの
 - 六 両大腿たいを二分の一以上失つたもの
 - 七 体幹の機能に座つていてできない程度の障害を有するもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二（第一条関係）

関連

- 一 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 五 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 別表第一の備考と同じ。